

新 城 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会

令和6年3月7日（木曜日）

議会運営委員会

日時 令和6年3月7日（木曜日） 午前10時26分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 陳情の審査

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情 「説明・質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長	丸山隆弘	副委員長	鈴木達雄		
委員	小林秀徳	竹下修平	鈴木長良	浅尾洋平	
議長	長田共永	副議長	佐宗龍俊		

欠席委員 なし

参考人

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める愛知県民の会代表 高木健吉氏

補助者

佐々木文志氏

傍聴者

なし

説明のために出席した者

なし

事務局出席者

議会事務局長 田中秀典 議事調査課長 阿部和弘 書記 山本弘美

開 会 午前10時26分

○丸山隆弘委員長 それでは、議会運営委員会、開会をさせていただいて陳情審査に入ってまいりたいと思います。

これより、陳情の審査を議題といたします。

陳情者、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める愛知県民の会代表、高木健吉氏から提出されました政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情を議題といたします。

本日は、参考人として政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める愛知県民の会代表、高木健吉さん、補助者として、佐々木文志さんの御出席を得ております。

この際、委員長として、私から一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず議会運営委員会の陳情審査のために御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願いいたします。よろしく願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から陳情に関しまして御説明や御意見を述べていただきます。その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、高木健吉さん、よろしく願いいたします。

○高木健吉参考人 おはようございます。

本日は、新城市議会運営委員会場で、私、高木の陳情の意見陳述をさせていただき機会をいただき、感謝申し上げます。本日は、私も不慣れなものですが、陳情書と添付資料に沿って説明させていただきます。

新聞報道によれば、政党機関紙の勧誘、配達、集金を庁舎内でしている政党は、多くの議会審議の中で、議員はほかの住民や職員と

違って、庁舎管理規則には拘束されないと、憲法で保障された政治活動であるので、政党機関紙の販売は自由だという趣旨の発言をしております。

では、行政側の見解はどうなのでしょう。資料1ページにあるように、追加資料ですね、これになります。

追加資料1ページにあるように、例えば、横浜市では、政党機関紙の勧誘及び販売行為など、政治的な活動に関する行為及び営業行為を許可していませんとの見解を明確に述べております。

新城市では、庁内管理規則第11条第1項第1号で物品の販売、その他これに類する商業的行為をすることは、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならないとあります。行政は厳しく管理しようとされていますが、一方の一部議員は、私は許可が要らないと主張しておられます。したがって、この一部議員があえて許可手続をせずに、勝手に販売しておられる可能性が否定できません。

そこで、実態究明のために、全国の自治体で機関紙勧誘に関するアンケート調査が行われています。手元の資料、追加資料2ページの、この資料なんですけど、令和5年は、8自治体で行われ、特に議員に勧誘され、購読しなければならないという圧力を感じたと答えた職員の割合は少ない自治体でも3割、3人に1人、多い自治体では8割、5人に4人に上っております。

住民の陳情提出がきっかけで、アンケート調査が行われました。この資料掲載以外にも、調査を実施した自治体が幾つかあると聞いております。

1つ具体例として、陳情が採択された鹿児島県霧島市の調査結果、追加資料の3ページから5ページの資料を御覧ください。

管理職のうち、8割もが勤務時間内、勤務中などに勧誘され、購読を断り切れずに、庁舎内で集金や配達に応じている実態が浮き彫

りになっております。

自由意見、このアンケートに寄せられた職員の声ですね、この自由意見欄には仕方なく購読を続けていると、本当はやめたいと、執行部側の一定の指針が必要ではないかなどの職員の苦悩の声が多数寄せられております。

今回の実態調査が行われるまで、こうした勧誘実態や職員の思いは見て見ぬふり、声なき声として、執行部や議会から無視され続けてきたのです。

皆さん、ここで、本日、いただいたこの場で私が一番強調したいのは、職員が機関紙勧誘をどう感じているのか、実際に行政が調査してみないと分からないということです。

もう1つの例として、千葉県の長生村におけるハラスメント、追加資料の横長のやつですね。長生村におけるハラスメントアンケート調査には、政党機関紙の購読強要を含め、パワハラを受けた職員の声が複数出ています。ただ、この職員らが行政に相談したかという相談できなかったというのです。

幾つかの機関紙勧誘の審議では、議員からハラスメントを受けたという、相談がないから問題がないと、そういう答弁を聞きました。しかし、実際には、相談がないのではなく、相談できないという、そういうケースが往々にしてあることを前提に審議をお願いいたします。

また、議員の皆様も、わざとパワハラを行っている方はおられないと思いますが、実際のアンケート調査には、議員の皆様、驚かれます。自覚なく、職員にハラスメントを感じさせているんだなど。特に、機関紙勧誘においては、一定割合の職員が、例外なく心理的圧力や経済的負担、ストレスを感じております。

新城市においても、政党機関紙の勧誘行為が全くなないと、そのように言い切れない状況であれば、勧誘状況や実際の職員の思いを正確に把握した上で御対応いただきたくお願い

いたします。

霧島市の担当者、70歳の主婦ですけど、その方が手紙で、この方は霧島市で、2年前に自治会の会長をして、度々、市役所のほうに足を運んで見える方なんですけど、いろいろお世話になりましたと、ありがとうございます。しかし、霧島市民のために汗して働いてくださる職員の方々が、実は、このような議員からのハラスメントを受けていたということを知って、間違ってもそういうことはあってはならないと。そういうことは解決すべき問題だと思って、70歳の一介の主婦の方ですが、微力だけでも、無力ではないと。その陳情に至ったという、そういうお手紙もありますので、以上、そういうことをお聞きいただいて、誠実な御審議をよろしく願いいたします。

御静聴ありがとうございました。以上でございます。

○丸山隆弘委員長 ありがとうございました。

以上で、参考人からの説明、意見は終了をいたしました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますけれども、参考人の方々は委員長の許可を得てから御発言をお願いいたしたいと思います。また、委員に対しましては質疑をすることができませんので御了承願います。

委員の皆さん、質疑ありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今日はどうもありがとうございます。いろいろ説明もしていただきまして、よく分かりました。

幾つか確認はしたいんですが、本当に政治家のパワハラでそういったゆがめるようなことはあってはならないと、私も十分理解できますし、本当にそうだなと思っております。

その中で、新城市が今そういうふうなパワハラで政党の新聞ですかね、そういったのを取っているというような、実際の被害の声を

伺ってるとか、そういったものというのはつかんでいるのか、そういった思いがあるのかちょっと教えていただければと思います。

○丸山隆弘委員長 高木さん、お願いします。

○高木健吉参考人 新城市のほうであるかどうかというのは、現在把握はしてないんですが、ほかの市庁舎でそういうものがありましたので、もし、新城市に限ってはないと思うんですけど、ほかのところでそういうパワハラとかハラスメントとか、そういうのがあったというそういうデータがありますので、そこら辺のところを一度真摯に調べていただきたいなという思いがありまして、こちらのほうにお伺いしたわけでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。他市でのこういうケースがあったのかということ、こちらも調べてはどうかということだなということで理解、分かりました。

新城でそういうことはあってはならないと私も思いますが、新城の場合は、やっぱり議員と職員というのは対等であり、パートナーだというふうなことで、市議会としても考えて今までできていたもんですから、こういう陳情を見て、ちょっと私なんか、えっ、こういうのがあるんだというのは、ちょっとびっくりしたところあるんですが。

私たちのほうは、行政視察に行くときでも、担当課と一緒に同行してもらって、いいまちをどうしていくかというところで、質疑も含めて対等に話し合ってきたというふうなこともありますし、私自身もこの事務局が1人少ないもんですから、やっぱりもっといい仕事をしてほしいということで、充実でもう1人増やしてほしいという立場で伺ってたもんですから、こういったことは新城ではないんじゃないかなとちょっと思ってたもんですから、確認をさせていただきました。

あとこの件ですが、政党の新聞、機関紙と

いうことですが、これは1つのどこかを特定というわけではなく、ほかたくさんあると思います。公明新聞さんとか国民民主PRESSだとか、しんぶん赤旗もあるし、あと立憲民主、自由民主、社会新報、ほかにも多々あると思いますが、これら全般でというふうな陳情ということでもよろしかったでしょうか。

○丸山隆弘委員長 高木さん、お願いします。

○高木健吉参考人 私は、共産党さんなんか本当にびっくりしたんですけど、私、共産党さん好きなんですけど、実は、共産党さんが出している9月16日付のしんぶん赤旗の記事でこういうのが書いてありますので、そういうのを見て、びっくり、こういうことをやってみえるんだなというね、そういうことを私びっくりして、ちょっとこういうふうにかきさせてもらったんですけど。

いろんな、今、テレビ、マスコミ等でやっぱりハラスメントとかそういうものが市役所内で横行しているというニュースを見たときに、やっぱりこういうのって本当に身近にあるんだけど、そういうのがちょっと隠されてる、そういうものがあるんじゃないかなとちょっと感じまして、やっぱり一般の人たちが真摯に向き合う、こういう役所内でそういうようなものがあってはいけないなと感じたもんですから、一応声を上げさせていただきました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

今、しんぶん赤旗、日本共産党という文言が来たんですが、それはその政党に照準を合わせてるというようなニュアンスにちょっと聞こえたんですが、そこなのか。今、説明させていただいたように、公明新聞さんもありますし、自民党さんの自由民主の新聞もあります。立憲民主もあります。国民民主PRESSという政党機関紙というような、様々あまたあるという中で、パワハラが行われて

いる可能性があるというような認識があるもんですから、特定のところというわけではなく、それらの様々あまたある政党機関紙という認識かなということでもいいのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 高木さん、お願いします。

○高木健吉参考人 一応、私がたまたま見たのは、赤旗の新聞でそういうことは書いてあったもんですから、見ただけで、全体の話として思っていたければ結構だなと。そういうふうに感じております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと、その記事がどんなのか分からないもので、こちらもちょうと分からないんですが、私は、パワハラがあってはならないとも思うし、この調査というふうになると、やはり川崎市の判決でも、市職員が故意に政党機関紙を購読して情報を入れるということは、職務に生かすということは最大限に尊重されるべきであり、いかなるものであっても、それを制約することが許されないことは当然だということで、憲法に保障された正当な政治活動の自由だとか、あと思想・信条の自由というのが守られている規定があるもんですから、そこを今回、アンケートをするということになりますと、そこら辺に触れるのではないかなと、非常にデリケートな問題だと感じるんですが、認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 高木さん、お願いします。

○高木健吉参考人 そうです。職員に対しても、思想・信条の自由が尊重されるのは当然のことです。しかし、職場で、購読する気もなかった特定政党の機関紙にお金を払い続けるという現状というのは、思想・信条の自由とは言えません。むしろ、思想・信条の自由の侵害だと、そういうふうに思っております。

すいません。ありがとうございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。そ

ういうふうな受け手側の視点ということで理解をいたしました。

そこら辺が、私も非常に難しいところもあるかなと思うんですが、やっぱり基本的には、私自身はやっぱり議員と職員はパートナーというか、対等だと思ってるもんですから、読みたくなければ断ればいいかなとちょっと思っているんですが、そこら辺が基本で携わらせていただいているというふうなことがあるもんですから、そういった断ればいいのにというようなことはあるんです。

そこで、アンケート等、圧力等で読みたくないものを読んでしまってるというこの苦痛があるということだと思うんですが、そこら辺はアンケートというところ、憲法で保障された思想・信条の自由というのを侵すことはできないということはあるもんですから、非常にナイーブなところであるかなと思うと、それはやっぱりパワハラになりますので、市の窓口である人事課のパワハラの相談に、その職員は、議員にこうやって購読というのはやめてほしいんだけどそういうのを受けてっていうような窓口があるもんで、そのルートで集約してくというのはいいのかなと思うんですが、そこら辺はどういうふうに思っているのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 高木さん、お願いします。

○高木健吉参考人 やはり、胸に抱えて、そういうふうに対しても、なかなか自分のものの中に入っちゃって入れれないという、そういう方が多いから、だから、宝塚のパワハラとかセクハラとかそういうようなもんで、自殺されたり、そういうような方が出る前に、そういうものを是正していただければありがたいなと。ジャニーズの問題にしても、やはりいろんな問題が、確かに平等だから、議員さんとその市民、平等だからこんなのいいんだよというような形で思われるかも分かりませんが、やっぱり、そういう職員と議員さんというのは対等ではなしに、やっぱり優

劣関係があるなど。

だから、ある程度の威厳を持った人からばっと言われれば、その人がそういうパワハラとかそういうものは持ってなくても、受け取る人はやっぱりそういうふうに感じてしまう。だから、本当は相談に行けばいいのにとと思われるかも知れませんが、相談には足がやっぱり動かない、そういう人もいると思うんですね。

だから、そういうこともちょっと考慮して、やっぱりやっていただきたいなど。そういうふうをお願いいたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑は。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 人の性格もあるかなとも思いますけど、アンケートを取る行為と、パワハラで相談に行く行為というのは、基本的に同じじゃないかなとは思いますが、自分としては。アンケートに書いても、自分の筆跡だとかそういったのも含めて分かってしまうというようなことになるかもしれないし、それだったら、同じ内容を、本当に困ってたら、そのルートがあるんですから、パワハラを受けたという人事課の窓口に行って、その方は相談して、そこを経由して、事務局に連絡が来ると。それで、いかなと、自分の行動いかなというような形で、議員1人1人が改心してくというようなルートが、形上は非常に健全ではないかと思うんですが、そこら辺はどうですかね。

○丸山隆弘委員長 高木さん、お願いします。

○高木健吉参考人 健全なところではそういうことは起こらないと思うんですね。健全ではないところだから、こういう問題が出てくるんであって、もう新城市さんみたいな健全なところだったらこういう問題は起こらないと思うんです。

だけど、ほかのところで起きてるので、ちょっと真摯に向き合って判断していただけれ

ばありがたいなど。要は、弱い者の味方をできたらいいなど。だから、この70歳の一般の市民が、もう声を出すのがやっぱり職員さんと仲がいいので、職員さんの言動を見て、パワハラ受けているなど、かわいそうだなっていうふうで声を上げたという、そういう意識が、やっぱり、恐らく新城市の皆さん、市民さん1人1人がそういう心情で見えると思うんですけど、だけど、やっぱりそういう方も見えますので、ちょっとそこら辺のところはよろしく願いしたいなど、そういうふうに思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。そういったいろんな人がおるということでも理解はできますが。

あともう1点、今回は政党機関紙ということのくくりなんですけど、私もこれ、ずっと読み込んで自分がちょっと深く考え過ぎということかもしれませんが、これをどうせやるんだったら、その政党というよりも、ちろん政党も含めてですけど、やっぱり宗教の新聞や日報とかというのをも勧誘してあると思うんですね。そこら辺の勧誘もあったかもしれないと、やっぱり宗教の勧誘とか、そういった関わる新聞等も対象にすべきじゃないかなとちょっと思うんです。

そこら辺は、やっぱり公平公正に、政党というだけでなく、要はいろんな旧統一教会の話とかも国会であつたりとかしてありますので、そこら辺もやっぱり圧力とかで入っていくとかそういったことも考えられるかなと思うんですが、その辺は考えたりとかという認識はどうなんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 高木さん、お願いします。

○高木健吉参考人 とりあえず、宗教性の問題というのは各個人で、やっぱり宗教を信仰している人たちなので、出しゃばって読んでくださいとか、そういうものは恐らくないと

思うんですね。

だから、そういうものに限らず、全体的なものを感じて、そういうものをちょっと意識していただいてやっていただければいいんじゃないかなと、そういうふうに思いますけど。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 これも多分、思想・信条の自由なものですから、政党の考えも個人で信仰してるとか、こういう情報を得たいということにもつながると思いますので、やっぱり宗教を外すという、ちょっと、そこも含めてパワハラで取ってる人がおるかもしれないのは、自分もすごく思いますので、範囲広げてやるべきじゃないかなとも思って質疑させてもらったんですけど。

これは、あるケースなんですけど、部長級の職員から議員さんに、ある宗教的な勧誘があるというようなことも過去に実際聞いたことがありますので、やっぱりそういったこともケースで考えれば、そういった調査の対象に、これは逆のパターンですけど、職員から議員へのそういった勧誘もあったということですので、そこら辺もやっぱり広く公平に、宗教の関わり、また勧誘があった、ないかというのも併せて入れないと、ちょっと不十分じゃないかなと思うんですが、もしも見解あったら教えていただければと思います。

○丸山隆弘委員長 高木さん、お願いします。

○高木健吉参考人 私は、仏教の東別院というところで浄土真宗を勉強してるんです。だから、宗教というものは、やっぱり信仰があるので、そういうものは別途だと思うんですよ。

だから、こういう全体的なこの庁舎の中で、そういう勧誘、ハラスメントで、バーンと押しつけてやるとか、そういうものはやっぱり見直しをしていただかなあかん。そういう点がまず第1であって、そのところでまた宗教性を加味するとか、そういうものはちょ

っと別の観点じゃないかなと感じております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 今日は、ありがとうございました。

添付していただいた資料の鹿児島県霧島市のアンケートの結果を見させていただいておるんですけども、例えば（２）番のところにあっては、勧誘を受けたときの職位について、これは圧倒的に課長級の職位の方が多くあるとか。12番のところです、ここで圧力を感じたことがあると答えた人、これもやはり課長級の職位の方が多くというのは、実績が紹介されておるわけですけども、愛知県民の会の皆さんとしては、この結果に対して課長級の方が多くというようにこれに対してどのような分析をされておられるのか、もし状況が分かりましたら教えていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 高木さん、お願いします。

○高木健吉参考人 分析というかそういうものはちょっと持ち合わせはしていないんですけど、ただ言えるのは、やはり役職が上になると断りづらくなる可能性が高くなってるんじゃないかなと。

だから、言ってみれば、同じような感じで、議員さん同士でやり取りしてるときに、お前なんだっていうね、そういう感じでやられてるという可能性もなきにしもあらずではないかなと感じております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかにありませんか。

竹下修平委員。

○竹下修平委員 本日は御説明ありがとうございました。

陳情を読ませていただいた中でも、やはり少ない自治体でも3割、多い自治体では8割近くが購読しなければならないという圧力を

感じたということで、非常に大きな問題かなと感じております。

そういった中で、参考資料、追加で添付していただいた5ページ目の資料になるんですが、川崎市のアンケートの件が下のほうに記載があると思うんですが、近年のアンケート実施は、任意回答、無記名で匿名性に配慮して実施しているので調査は適法というような裁判としては判断がされたということなんですが、こういった実態調査に対して裁判が起きるような事例がほかにもあるのか、川崎市だけであったのか、もしほかにも知っている事例等ありましたら、確認をさせてください。

○丸山隆弘委員長 高木さん、お願いします。

○高木健吉参考人 一応、資料を添付しているものに関しては、こういうものはあると思うんですけど、ただたくさん一応ありますので、そこら辺のところは、これはこうだよ、ああだよということは、ちょっと自分としては把握はしてないです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑ないようであります。質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了をいたしました。

参考人、高木さん、佐々木さん、ありがとうございました。

~~~~~  
この際、しばらく休憩をします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時17分

○丸山隆弘委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、議会運営委員会を再開させていただきます。

これより政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情の討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 私は、この政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情に対し、不採択の立場で討論いたします。

この陳情にありますように、庁舎内での物品の販売であったり勧誘であったり、それからさらには、それに伴うパワハラ行為、圧力、そういったものはあってはならないと、私は思います。また、その政党機関紙という意味合いでの議員につながる議員の行為ということについても、職員に対する圧力行為はあってはならないと私は思います。

ただ、今回の陳情を見ますと、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の調査ということであります。これは方法論として、今あってはならないことについての調査という意味では、まだ曖昧といいましょうか、方法としてふさわしくないと思います。

さらに、このあってはならない行為についての実態調査と、行為の実態調査、政党であったり議員であったり、そういったところにかかわらず、そういった意味も含めて、職員に対するパワハラ行為、それについてのしっかりとした意味での調査等は必要だと思いますけども、こういった政党機関紙に絡めての調査というものについては、反対いたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

竹下修平委員。

○竹下修平委員 私は、本件、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情について、採択の立場で討論をさせていただきます。

本件につきましては、陳情の中でも記載がございますが、議員に勧誘され購入しなければ

ばならないという圧力を感じたという職員の割合が、少ない自治体でも3割から、多い自治体では8割近くに上っているということで大変大きな問題になっているという認識でございます。

先ほど、鈴木達雄委員の討論の中では、方法としてふさわしくないというようなお話もございましたが、やはりこういったパワハラ行為、セクハラ行為に当たるようなものについては、なかなか心理的にも相談窓口等にも声がけしにくいような状況になるのが通例であるかと思います。

そういった方々の声をしっかりと拾い上げる意味では、実態調査を求めるアンケート、そういったものを実施していくことが、必要であると思っております。

特に、今回の陳情については、政党機関紙の庁内勧誘行為の実態調査を求める内容ではございますが、こちらをしっかりと採択し、もちろんこの新城市役所について実態調査をしていただく上では、ほかのパワハラ行為に値するようなアンケート項目ももちろん自由に入れることができますと思いますので、ぜひこの陳情を前向きに行政にも受け止めていただいて、力強く進めていくという意味で、採択すべきものとし、討論をいたします。

以上です。

**○丸山隆弘委員長** ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○丸山隆弘委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより本陳情を採決します。

不採択、採択の討論がありますので、起立により採決します。

本陳情を、採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○丸山隆弘委員長** 起立少数と認めます。

よって、本請願は不採択とすることに決定

をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了をいたしました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○丸山隆弘委員長** 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもって、議会運営委員会を閉会いたします。

**閉 会**      **午前11時23分**

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

議会運営委員会委員長    丸山隆弘